

# 重 要

会 員 各 位

令和5年12月5日

(一社) 福井県トラック協会

## 整備管理規程冊子（新）の送付について

国土交通省は、下記のとおり「整備管理者制度の運用」について、所要の改正を行いました。それに伴い、当協会は新たに整備管理規程の冊子（紫色）を作成し、「トラックニュースふくい冬号」などと一緒に会員の皆様へ送付しましたので、協会の整備管理規程をご利用の方は、事業所にある整備管理規程は廃棄いただき、同封の新しい規程を事業所に保存してください。

なお、新しい規程のデータは協会 HP 様式集の中にあります。

### ～ 整備管理規程 改正箇所の主な内容 ～

- 整備管理者の職務の一部記載内容の変更（第7条）
  - ※ 適切なタイヤ脱着作業の追記
- 大型車の車輪脱落事故防止措置の一部記載内容の変更（第18条）
  - ※ 車輪脱落事故防止対策に関する事項の一部記載内容の変更
- タイヤ脱着作業管理表（作業要領）の追加
  - ※ 送付した規程はあくまで一例として示されたものになりますので、各事業所に合わない点がありましたら加筆訂正を行ってください。

令和5年10月

物流・自動車局自動車整備課

### 「整備管理者制度の運用について」の一部改正について

#### <主な改正内容>

- 整備管理者の解任命令に大型車の車輪脱落事故を追加
  - (3) 大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故が発生した場合であって、過去3年以内に同事故が発生していた場合（自動車運送事業者にあつては、行政処分等の基準における、「ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの」の再違反の適用を受ける場合。自動車運送事業者以外にあつては、同処分基準を適用する場合と同等と認められる場合。）
    - ※ (3)の事故については、令和5年10月1日以降に発生したのから適用されます。
- 整備管理者の業務及び役割に以下を明記（大型車を保有する場合は必須）
  - ・ タイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関し、タイヤ脱着時の作業管理表等を用いるなどして適切に実施すること又は整備工場等を実施させること
  - ・ タイヤ脱着作業に関する自家整備作業要領を定めること（タイヤ脱着時の作業管理表において適切に実施出来る場合は当該作業管理表を実施要領としても良い）
  - ※ 大型車とは車両総重量8t以上または乗車定員30人以上の自動車をいいます

施 行：令和5年10月1日